

金融ADR あっせん人・仲裁人候補者

氏名	児島 幸良
ふりがな	こじま ゆきなが
事務所	児島綜合法律事務所
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-2-9
電話	日比谷セントラルビル 14 階
F A X	電話: 03-5532-5650

主な経歴 (登録年月日, 弁護士活動 や主な公益活動等)	<p>1. 弁護士登録年月: 平成 9 年 4 月</p> <p>2. 委員会関係: 東京弁護士会法制委員会</p> <p>3. その他(著書, 公職など):</p> <p>2003年 金融庁総務企画局企画課出向(会社法・証券取引法改正担当)</p> <p>2009年 早稲田大学大学院法務研究科教授、法務省・日本法令外国語訳推進会議構成員</p> <p>2010年 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) あっせん委員、日本証券業協会外務員等規律委員会委員、信託協会あっせん委員会委員</p> <p>2011年 東京弁護士会金融ADR あっせん人・仲裁人</p> <p>2016年 京都大学大学院法学研究科客員教授</p>
金融機関側・顧客側の別	金融機関側
主な取扱い分野	銀行、信用金庫、信用組合、証券、保険、信託、貸金、保証、その他各種金融商品取引、金融商品販売等に関する法律問題、民法、消費者契約法全般
あっせん人・仲裁人の メッセージ	<p>初回期日において、下記の三点をまずしっかりご説明するよう努めております。</p> <p>①当事者双方から、それぞれの目線に寄り添ってしっかりお話を伺うこと</p> <p>②ADR と民事裁判の異同やメリット・デメリットについて、分かりやすくご説明すること</p> <p>③ADR で解決できなくても、他の解決方法がすべて閉ざされてしまうわけではないこと</p>